

三浦市定額減税補足給付金(不足額給付)対象確認フローチャート

令和7年(2025年)1月1日時点で、三浦市に住民票がある。
(三浦市に住民票はないが、令和7年度個人住民税が、三浦市で課税・非課税決定をされている。)

令和7年1月1日時点で
住民票があった自治体
にお問い合わせください。

いいえ

はい

令和6年分所得税・令和6年度個人住民税で定額減税を受けている。

いいえ

次のいずれかの給付金の対象世帯主・世帯員となった。

- ・令和5年度住民税非課税世帯(7万円)
- ・令和5年度住民税均等割のみ課税世帯(10万円)
- ・令和6年度新たに住民税非課税(均等割のみ課税)世帯(10万円)

はい

令和6年分所得税か令和6年度個人住民税所得割額から定額減税しきれない額がある。

いいえ

はい

【対象外】

上記給付金の対象となった方は、対象外です。

はい

【対象外】

定額減税しきれないため対象外です。

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税の定額減税しきれない額を足した額(1万円未満は切り上げ)は、令和6年度に行った当初調整給付金より多い。

いいえ

はい

いいえ

【対象外】

定額減税しきれない額が、当初調整給付金で給付済のため対象外です。

次の1・2どちらにもあてはまる。

- 1 令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割のどちらも定額減税前の税額が0円である。
- 2 税制度上、「扶養親族」から外れてしまう
 - ・青色事業専従者
 - ・事業専従者(白色)
 - ・合計所得金額が48万円を超えるのいずれかに当てはまる。

はい

いいえ

【対象外】

不足額給付Ⅰの対象となる可能性があります。

不足額給付Ⅱの対象となる可能性があります。